



ロータリーをもっと学ぼう明日のために

本日のプログラム

「ロータリー雑感」

SAA 吉川 達也 会員

次週のプログラム 6月2日(火)

「各委員長退任挨拶」

2014~2015年度 会長 五十嵐 稔

- 例会場/ホテル函館ロイヤル TEL(0138)26-8181(代)
- 例会日/毎週火曜日 12:30~13:30
- 事務所/ニチロビル4F TEL(0138)23-3870 FAX(0138)22-2251
- 会長/五十嵐稔 ● 副会長/森元浩 ● 会長エレクト/宮崎あけみ
- 幹事/國谷大輔 ● 副幹事/佐藤美子
- 友好クラブ/青森東ロータリークラブ・長崎東ロータリークラブ

第2801回例会 2015年5月19日(火) 天候 晴

月間テーマ

■ロータリーソング 我等の生業

■司会 五十嵐 稔 会長

■今月の誕生日

7日 工藤会員、13日 五十嵐正会員、
22日 松井会員

■今月の結婚日

4日 國谷会員、5日 時田会員・佐藤真一会員、
7日 福嶋会員、8日 高田会員、
10日 宮崎徳三郎会員、17日 石畑弘樹会員、
18日 安保会員、20日 林会員、
21日 安田真也会員、23日 石畑和亮会員、
27日 黒島会員

■ビジター

函館五稜郭RC 狷々谷 勝文 氏

奨学金学生

遺愛女子高等学校 大久保 明日香さん

函館大妻高等学校 竹内 捺芽さん

■会長報告

1、5月13日(水) 森RC観桜夜間例会に出席してきました。

2、理事会報告(5月12日分)

■委員会報告

1、青少年奉仕委員会: 奨学金支給

2、社会奉仕委員会: 植樹の御礼

3、次年度委員長会議を本日6:30よりホテル函館ロイヤルにて開催いたします。

■幹事報告

1、第5回クラブアッセンブリーを6月2日(火)午後6時30分より当ホテルで開催致します。

2、長崎東RCより会報が届きましたので回覧いたします。

3、ロータリー手帳が届きました。

4、5月27日(水)函館北RC夜間例会に変更いたします。

5、例会終了後、臨時理事会を開催いたします。

「家族信託について」 國谷 大輔 幹事

1. 信託とは

1) 信託とは、一言でいうと「財産管理の一手法」です。より詳しく言うと、「信託」とは、所有者(=委託者)が、特定の目的(=信託目的;例えば「自分の生活・介護・療養・納税等に必要な資金の給付及び資産の適正な管理・有効活用並びに円滑な承継」)に従って、その保有する不動

産・現金・預貯金債権・有価証券等の資産を信頼できる個人・法人(=受託者)に託し、誰か(=受益者)のためにその財産の管理・処分を任せる仕組みです。

①民事信託とは、信託業の免許を持たない受託者に任せる信託の俗称(素人に預ける信託)

信託業の免許を持つ受託者に預ける信託を「営利信託」「商事信託」という。つまり受託者が信託報酬を得て営業として行う信託

②家族信託とは、民事信託の中でも、家族・親族(子供や孫、甥姪、親族が設立した会社等)を受託者として託す仕組み、つまり家族型の民事信託の俗称

最近では、信託銀行が商事信託であっても「家族のためにする信託」という商品を紹介している。

③福祉型信託とは、高齢者・障害者・年少者等を受益者として、財産の管理や生活の支援を行うことも目的とする信託の俗称

2) 信託の設定方法

①契約による信託

・委託者と受託者との間で信託契約を締結

・生前から発動させ財産管理や相続税対策を実行するのが典型的パターン → 遺言と同様に相続発生後における相続分の指定・遺贈先を指定できる(これを「遺言代用信託」という)

②遺言による信託

・委託者の死亡により発効 ・受託者の事前承諾は不要

③自己信託(信託宣言)

・委託者=受託者 原則として受益者が他人

・公正証書等で作成しないと効力が生じない

2. 後継ぎ遺贈型受益者連続信託

「自分が死んだら《A》に遺産を承継させるが次に《A》が死んだ場合は、残った遺産を《B》に承継させる」という後継ぎ遺贈の遺言は民法上無効です。

⇒遺言又は契約において信託を設定し、所有権ではなく信託受益権に転換することで、受益者を何段階にも設定しておくことが可能!

つまり、最初の受益者が死亡した場合には第二受益者が、第二受益者が死亡した場合には第三受益者が・・・と順次受益権を引き継ぎ最終的に信託終了時に残った財産があれば、その受



取人（残余財産の帰属先）をしておくことで、委託者が単独で資産承継の道筋を決定することが可能。但し、法律上30年という制限あり。

3. 家族信託を活用するメリット

- 1) 家庭裁判所等への報告義務がない⇒親族間だけで完結できる仕組み
2) 予期せぬ報酬は発生しない
3) 親族間で紛争があっても任せたい相手に確実に管理を任せられる
4) 2次、3次相続等何段階にも渡り遺産の承継先が自分で自由に指定できる
5) 生前贈与や相続税対策、生命保険契約、投資商品の購入等柔軟な財産管理が可能！
6) 親の相続発生後も財産管理を継続でき、スムーズな資産承継が可能（遺言執行や遺産分割の手間を排除できる）

4. 信託を活用した手続き

- 1) 親が委託者兼受益者、受託者を子とする信託
親の判断能力が低下し後見人が選任されても節税のためのアパートの建築や継続的な暦年贈与が可能
2) 親から子へ贈与した場合の問題点
贈与した子が不幸にして先に亡くなった場合→財産は子の嫁に相続される
《対応策1》子に贈与した財産を、信託によって親が預かってしまえば、子が先に亡くなっても実質的な所有権が嫁に移動して（受益者が妻になって）も、財産の管理は引き続き親がすることが可能
《対応策2》子が親より先に亡くなった場合の、次の受益者を「親」に設定しておけば、嫁が受益者にならずに親が受益者（財産の実質的な所有者）になれる。

5. 終わりに

相続は、「争族」財産は「罪産」などといわれています。これは、たくさん財産を持っている人たちだけの問題ではなく、100万円程度の預貯金であってもその財産の引き継がせ方で残された身内に禍根を残すこととなります。どのように資産を承継させるかは皆様にとって大変重要な事柄です。

自分の財産をいかに円満・円滑に次の世代へ承継させるか？

- 1. 譲る側の準備を確実にする
財産的基盤の確保、身上監護の対策
2. 生前の合意がもめない基本
1) 自分が元気なうちは波風立てずの弱気が残された家族を混乱させる、問題の先送りをしない
2) 親の介護・後見の負担は、遺産争いの温床。老後の生活の監護を託す家族には遺産を多くするのが公平。
3) 譲る側の、意思を全員にはっきりと知らせ不透明な部分を作らない。相続人間の疑心暗鬼を取り除き感謝と譲る心の余裕を生み出す。
3. 共有は争族のもと回避すべし
分割が難しい不動産が相続財産の中心ならば、相続人が換価分割や、代償分割をおこなえるよう生前から対策をする
4. できることからすぐ始める
怖いのは時間切れの危険。認知症発症後や後見発動後は積極的な資産承継対策はできない。元気な今のうちに手を打つのがポイント
■所有資産の把握→■自分と家族のライフプランを描く→
■承継者と承継資産を決定→■納税負担の把握と節税対策の検討

平成27年5月17日(日)

社会奉仕委員会

AM10:00より函館市西桔梗野球グラウンドに於いてスポーツ・出会い・森づくり-緑あふれる憩いの場-PartVIが開催されました。

会員16名、RAC14名の参加で風の強い中、植樹して参りました。



■ニコニコボックス

五十嵐稔会長 國谷幹事、卓話よろしくお願ひします。
國谷幹事 今日卓話をやらさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。
今井会員、安田真也会員、戸嶋会員 月初めです。
吉田恵美子会員 植樹の事業、先日無事終了しました。皆様ご協力いただきまして、ありがとうございます。
佐藤美子会員、安保会員 國谷幹事、卓話が頑張って下さい。
時田会員 結婚記念の花ありがとうございました。
■広告料 くにや司法書士法人 國谷大輔会員

■出席報告

・5月19日(火) 48名中出席27名(免除4名)

Table with 2 columns: Date and Event Name. Includes dates from May 27 to June 1 and event names like '市内他クラブ プログラム' and '函館北 R C 夜間例会'.

(株)エイワアルミ産業
松山 茂 会員
美原1丁目45-14 電話 42-0387

(有)おもと薬局
宮崎 あけみ 会員
石川町162-1 電話 34-3500